

本市における子どもの意見表明・社会参加に係る取組状況

1 概要

(1) こども基本法が施行されたことに伴い、こども施策への子ども等の意見反映が義務付けられました。

(2) こどもの意見表明・施策への意見反映について、国は以下の通り定義しています。

- **こども**

心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画さない。

⇒上限はありませんが、概ね 20 代までが対象になると想定しています。(こども家庭庁は小学 1 年生から 20 代までのこども・若者から意見を聞き取る取組(こども若者★いけんぶらす)を行っています)

- **こども施策**

こどもの健やかな成長を主たる目的とする施策の他、こどもや子育て家庭に係る施策や、それらと連続性を持って行われるべき若者に係る施策。

⇒「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、若者も含んだ教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

(3) こどもの意見を反映させるために必要な措置に係る国の例示

- こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施
- 審議会、懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進
- こどもや若者にとって身近な SNS を活用した意見聴取など直接意見を聴く仕組みや場づくり
- 学校、児童館や青少年センターなど、こどもや若者の活動・生活の場に出向いた意見交換

2 本市での対応状況

(1) 令和 4 年度から施行された新潟市子ども条例の施行を踏まえ、小・中学校と連携した子どもの意見表明の取組を開始しています。

(2) 複数の所属、学校や地域において、独自の子どもからの意見聴取等の取組が始まっていることから、庁内での取組状況について調査を実施しました。(別紙参照)